

盛岡広域振興局長告示第74号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき指定した特定農業用ため池の指定を次のとおり解除した。

令和6年12月13日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	解除年月日
沼森ため池	滝沢市鶴飼臨安103番地	令和6年12月4日
朴沢堤	紫波郡矢巾町大字和味第1地割270番地	令和6年12月5日